

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

報告事項件名	頁
1 「足立区地域保健福祉計画」素案及び計画策定に係るパブリックコメントの実施について	2
2 足立区障がい福祉関連計画の策定に伴う中間報告及びパブリックコメントの実施について	4
3 令和5年度【下半期】介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施について	5
4 足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）の公聴会及びパブリックコメントの実施結果について	8
5 令和5年度介護保険業務委託評価委員会の評価結果について	10
6 令和6年度介護保険業務委託の随意契約及び契約期間の変更について	12
7 令和5年度第1回足立区生活保護適正実施協議会の開催について	14
8 足立区社会福祉協議会 令和6年度組織再編について	16

(福祉部)

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	「足立区地域保健福祉計画」素案及び計画策定に係るパブリックコメントの実施について																		
所管部課名	福祉部 福祉管理課																		
内容	<p>令和5年度末を目途に策定を進めている「足立区地域保健福祉計画」素案について報告する。また、この計画素案について、多くの方々から意見を伺い、それらを反映した計画とするため、パブリックコメントを実施する。</p> <p><b>1 計画素案概要</b></p> <p>(1) 基本理念 認め・つながり・支えあう 安心のまち 足立</p> <p>(2) 計画構成</p> <table border="1" data-bbox="399 824 1406 1612"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章</td> <td><b>計画策定の考え方</b> 策定目的、策定方法、計画の位置づけ、進行管理</td> </tr> <tr> <td>第2章</td> <td><b>足立区の現状及びアンケート・地域懇談会の実施結果</b> 基本理念につながる区の現状、アンケート及び地域懇談会実施結果</td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td><b>基本理念、基本方針、施策体系</b> 基本理念、基本方針の説明、基本方針実現に向けた施策体系</td> </tr> <tr> <td>第4章</td> <td><b>計画の推進に向けて</b> 区の重層的支援体制の整備・実施概要、計画の推進</td> </tr> <tr> <td>第5章</td> <td><b>施策推進</b> 施策体系に基づく各施策の目標・現状・課題及び事業説明</td> </tr> <tr> <td>第6章</td> <td><b>資料編</b> 計画の策定経過、関連法令、その他資料、用語説明</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 パブリックコメント実施時期の変更</b></p> <p>計画素案作成に時間を要しており、前回の報告から以下のとおり変更して実施する。</p> <table border="1" data-bbox="399 1854 1406 2049"> <thead> <tr> <th>前回の委員会報告時</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年12月下旬から 令和6年1月下旬</td> <td>令和6年1月下旬以降</td> </tr> </tbody> </table>	章	内容	第1章	<b>計画策定の考え方</b> 策定目的、策定方法、計画の位置づけ、進行管理	第2章	<b>足立区の現状及びアンケート・地域懇談会の実施結果</b> 基本理念につながる区の現状、アンケート及び地域懇談会実施結果	第3章	<b>基本理念、基本方針、施策体系</b> 基本理念、基本方針の説明、基本方針実現に向けた施策体系	第4章	<b>計画の推進に向けて</b> 区の重層的支援体制の整備・実施概要、計画の推進	第5章	<b>施策推進</b> 施策体系に基づく各施策の目標・現状・課題及び事業説明	第6章	<b>資料編</b> 計画の策定経過、関連法令、その他資料、用語説明	前回の委員会報告時	変更後	令和5年12月下旬から 令和6年1月下旬	令和6年1月下旬以降
章	内容																		
第1章	<b>計画策定の考え方</b> 策定目的、策定方法、計画の位置づけ、進行管理																		
第2章	<b>足立区の現状及びアンケート・地域懇談会の実施結果</b> 基本理念につながる区の現状、アンケート及び地域懇談会実施結果																		
第3章	<b>基本理念、基本方針、施策体系</b> 基本理念、基本方針の説明、基本方針実現に向けた施策体系																		
第4章	<b>計画の推進に向けて</b> 区の重層的支援体制の整備・実施概要、計画の推進																		
第5章	<b>施策推進</b> 施策体系に基づく各施策の目標・現状・課題及び事業説明																		
第6章	<b>資料編</b> 計画の策定経過、関連法令、その他資料、用語説明																		
前回の委員会報告時	変更後																		
令和5年12月下旬から 令和6年1月下旬	令和6年1月下旬以降																		

### 3 今後の方針

- (1) 計画策定は、引き続き地域保健福祉計画策定部会（足立区地域保健福祉推進協議会の専門部会）及び庁内作業部会での議論・検討を中心に進めていく。
- (2) これまで実施してきたアンケートと地域懇談会に加え、今回実施するパブリックコメントにより、多くの方の意見を伺いながら、足立区の地域課題に即した計画となるよう策定を進めていく。

### 4 策定スケジュール

年	月	内容
令和5年	4	地域福祉に関するアンケート 準備 (対象：高齢・障がい分野など地域福祉に携わる方々及び一般区民)
	5	アンケート実施 5月19日(金)～6月23日(金) 基本理念・計画構成の検討
	6	第3回 地域保健福祉計画策定部会 厚生委員会報告
	7	計画素案作成 アンケート集計・分析
	8	地域懇談会の実施(5地域×各1回) 第4回・第5回 地域保健福祉計画策定部会
	9	厚生委員会報告
	10	計画素案作成 第6回 地域保健福祉計画策定部会
	11	計画素案完成 第7回 地域保健福祉計画策定部会
令和6年	12	厚生委員会報告
	1	パブリックコメント実施 第8回・第9回 地域保健福祉計画策定部会
	2	厚生委員会報告 計画案最終調整
	3	計画策定(足立区地域保健福祉推進協議会で報告)
	4	4月以降に印刷・製本予定

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	足立区障がい福祉関連計画の策定に伴う中間報告及びパブリックコメントの実施について																										
所管部課名	福祉部 障がい福祉課、衛生部 中央本町地域・保健総合支援課																										
内容	<p>現在策定中の足立区障がい福祉関連計画について、下記の通り素案（別添資料「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案」）がまとまったので報告する。</p> <p><b>1 障がい福祉関連計画の体系</b></p> <table border="1" data-bbox="359 613 1444 960"> <tr> <td></td> <td>令和6年度～8年度</td> <td>令和9年度～11年度</td> </tr> <tr> <td>障がい者計画 (障害者基本法)</td> <td colspan="2">足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉計画 (障害者総合支援法)</td> <td>第7期 障がい福祉計画</td> <td>第8期 障がい福祉計画</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉計画 (児童福祉法)</td> <td>第3期 障がい児福祉計画</td> <td>第4期 障がい児福祉計画</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">* 網掛け部分を策定する</p> <p><b>2 主な内容</b></p> <table border="1" data-bbox="359 1057 1444 1655"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章</td> <td>障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけ</td> </tr> <tr> <td>第2章</td> <td>計画策定にあたっての基本的な考え方 国の基本指針、区基本計画や地域福祉計画との関係性など</td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td>障がい者計画 足立区のめざす障がい者福祉 基本理念と基本理念を実現するための4つの視点</td> </tr> <tr> <td>第4章</td> <td>施策の体系</td> </tr> <tr> <td>第5章</td> <td>基本方針と成果指標</td> </tr> <tr> <td>第6章</td> <td>第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 国の成果目標に対する区の目標、サービス見込量と確保のための方策</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 今後の予定</b></p> <p>素案は現段階の考え方を示したものであり、下記日程で区民からの意見や協議会・障がい者団体等からのヒアリングを経て、本計画を令和6年3月に策定する。</p> <p>(1) 協議会等からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月19日(火) 足立区地域自立支援協議会</li> <li>12月22日(金) 足立区地域保健福祉推進協議会</li> </ul> <p>(2) パブリックコメントの実施・障がい者団体等からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月15日(金)～1月15日(月)</li> </ul>		令和6年度～8年度	令和9年度～11年度	障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ		障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第7期 障がい福祉計画	第8期 障がい福祉計画	障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第3期 障がい児福祉計画	第4期 障がい児福祉計画	章	内容等	第1章	障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけ	第2章	計画策定にあたっての基本的な考え方 国の基本指針、区基本計画や地域福祉計画との関係性など	第3章	障がい者計画 足立区のめざす障がい者福祉 基本理念と基本理念を実現するための4つの視点	第4章	施策の体系	第5章	基本方針と成果指標	第6章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 国の成果目標に対する区の目標、サービス見込量と確保のための方策
	令和6年度～8年度	令和9年度～11年度																									
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ																										
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第7期 障がい福祉計画	第8期 障がい福祉計画																									
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第3期 障がい児福祉計画	第4期 障がい児福祉計画																									
章	内容等																										
第1章	障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけ																										
第2章	計画策定にあたっての基本的な考え方 国の基本指針、区基本計画や地域福祉計画との関係性など																										
第3章	障がい者計画 足立区のめざす障がい者福祉 基本理念と基本理念を実現するための4つの視点																										
第4章	施策の体系																										
第5章	基本方針と成果指標																										
第6章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 国の成果目標に対する区の目標、サービス見込量と確保のための方策																										

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	<b>令和5年度【下半期】介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施について</b>																																																																																																																																				
所管部課	福祉部 障がい福祉課、高齢者施策推進室 介護保険課 衛生部 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課																																																																																																																																				
内容	<p>介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象とする物価高騰支援を目的とした特別給付金支給事業の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 概要</b></p> <p>物価高騰により、厳しい運営を強いられている区内介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象に、令和5年度上半期に引き続き、物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金を下半期分として支給する。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>(1) 令和5年度の物価高騰に対する事業所支援として、消費者物価指数の上昇率や令和5年8月に実施した区内事業所アンケート調査結果【別紙】を基に、事業所の定員区分や提供するサービスの種類に応じて、1事業所につき支給額55千円から915千円を支給する。</p> <p>(2) 令和5年10月1日時点で事業所を運営し、年度末に事業を継続していることを要件とする。</p> <p>(3) 申請期間は、令和5年12月下旬から3月までを予定する。</p> <p>(4) 支給開始は、令和6年1月下旬を予定する。</p> <p>(5) 都も12月以降、足立区の給付金と併給可能な上半期の物価高騰緊急対策支援金を支給予定。なお、下半期の都の支援金の実施については未定。</p> <p><b>3 事業規模</b></p> <p>(1) 対象事業所 約1,400事業所(介護：約1,000事業所・障がい：約400事業所)</p> <p>(2) 総支給額 204,515千円(介護：155,525千円・障がい：48,990千円)</p> <p>(3) 定員区分・サービスごとの支給額一覧 <span style="float: right;">単位：千円</span></p> <table border="1" data-bbox="427 1592 1485 2024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">事業所数</th> <th rowspan="2">基本給付</th> <th colspan="4">①入所サービス</th> <th colspan="4">②通所サービス</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>加算給付</th> <th>1事業所支給額(上半期)</th> <th>下半期支給額</th> <th>事業所数</th> <th>加算給付</th> <th>1事業所支給額(上半期)</th> <th>下半期支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人～10人</td> <td>312</td> <td>55</td> <td>135</td> <td>100</td> <td>155 (230)</td> <td>20,925</td> <td>177</td> <td>15</td> <td>70 (100)</td> <td>12,390</td> </tr> <tr> <td>11人～20人</td> <td>206</td> <td>110</td> <td>30</td> <td>200</td> <td>310 (460)</td> <td>9,300</td> <td>176</td> <td>25</td> <td>135 (200)</td> <td>23,760</td> </tr> <tr> <td>21人～30人</td> <td>80</td> <td>160</td> <td>5</td> <td>300</td> <td>460 (690)</td> <td>2,300</td> <td>75</td> <td>40</td> <td>200 (300)</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>31人～60人</td> <td>106</td> <td>210</td> <td>23</td> <td>400</td> <td>610 (920)</td> <td>14,030</td> <td>83</td> <td>55</td> <td>265 (400)</td> <td>21,995</td> </tr> <tr> <td>61人～100人</td> <td>35</td> <td>265</td> <td>27</td> <td>495</td> <td>760 (1,150)</td> <td>20,520</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>330 (500)</td> <td>2,640</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>30</td> <td>320</td> <td>29</td> <td>595</td> <td>915 (1,380)</td> <td>26,535</td> <td>1</td> <td>80</td> <td>400 (600)</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="6">小計(①入所サービス)</td> <td><b>93,610</b></td> <td colspan="4">小計(②通所サービス)</td> <td><b>76,185</b></td> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>事業所数</th> <th>基本給付</th> <th colspan="4">③訪問サービス</th> <td colspan="2" rowspan="3">事業所合計</td> <td colspan="2" rowspan="3">総支給額(①+②+③)</td> </tr> <tr> <td>訪問入浴</td> <td>12</td> <td>55</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>70 (100)</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>上記以外の訪問</td> <td>616</td> <td>55</td> <td>616</td> <td>加算給付なし</td> <td>55 (80)</td> <td>33,880</td> </tr> <tr> <td colspan="6">小計(③訪問サービス)</td> <td><b>34,720</b></td> <td><b>1397</b></td> <td colspan="2"><b>204,515</b></td> </tr> </tbody> </table>	定員	事業所数	基本給付	①入所サービス				②通所サービス				事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)	下半期支給額	事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)	下半期支給額	1人～10人	312	55	135	100	155 (230)	20,925	177	15	70 (100)	12,390	11人～20人	206	110	30	200	310 (460)	9,300	176	25	135 (200)	23,760	21人～30人	80	160	5	300	460 (690)	2,300	75	40	200 (300)	15,000	31人～60人	106	210	23	400	610 (920)	14,030	83	55	265 (400)	21,995	61人～100人	35	265	27	495	760 (1,150)	20,520	8	65	330 (500)	2,640	101人以上	30	320	29	595	915 (1,380)	26,535	1	80	400 (600)	400	小計(①入所サービス)						<b>93,610</b>	小計(②通所サービス)				<b>76,185</b>	定員	事業所数	基本給付	③訪問サービス				事業所合計		総支給額(①+②+③)		訪問入浴	12	55	12	15	70 (100)	840	上記以外の訪問	616	55	616	加算給付なし	55 (80)	33,880	小計(③訪問サービス)						<b>34,720</b>	<b>1397</b>	<b>204,515</b>	
定員	事業所数				基本給付	①入所サービス				②通所サービス																																																																																																																											
		事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)		下半期支給額	事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)	下半期支給額																																																																																																																											
1人～10人	312	55	135	100	155 (230)	20,925	177	15	70 (100)	12,390																																																																																																																											
11人～20人	206	110	30	200	310 (460)	9,300	176	25	135 (200)	23,760																																																																																																																											
21人～30人	80	160	5	300	460 (690)	2,300	75	40	200 (300)	15,000																																																																																																																											
31人～60人	106	210	23	400	610 (920)	14,030	83	55	265 (400)	21,995																																																																																																																											
61人～100人	35	265	27	495	760 (1,150)	20,520	8	65	330 (500)	2,640																																																																																																																											
101人以上	30	320	29	595	915 (1,380)	26,535	1	80	400 (600)	400																																																																																																																											
小計(①入所サービス)						<b>93,610</b>	小計(②通所サービス)				<b>76,185</b>																																																																																																																										
定員	事業所数	基本給付	③訪問サービス				事業所合計		総支給額(①+②+③)																																																																																																																												
訪問入浴	12	55	12	15	70 (100)	840																																																																																																																															
上記以外の訪問	616	55	616	加算給付なし	55 (80)	33,880																																																																																																																															
小計(③訪問サービス)						<b>34,720</b>	<b>1397</b>	<b>204,515</b>																																																																																																																													

(4) 令和5年度上半期事業と下半期事業の主な比較

	令和5年度上半期	令和5年度下半期
総支給額	304,210千円	204,515千円
支援割合	物価高騰分の2/3	物価高騰分の2/3
費目	食材費・光熱水費・ガソリン代	食材費・光熱水費・ガソリン代

**4 今後の方針**

- (1) 補正予算をお認めいただいた場合、速やかに事業所への周知を行い、確実な支給に繋げる。
- (2) 都の下半期分の支援金について実施が決まった際には、給付内容および併給可能の可否を速やかに都に確認する。

## 令和5年度 【下半期】物価高騰に伴う

## 介護保険サービス・障がい福祉サービス等事業所アンケート実施結果

## 1 アンケート方式等

- ① 実施期間 令和5年8月8日（火）～令和5年8月27日（日）  
 ② 回答方法 申し込みフォームを用いたWebアンケート方式  
 ③ 依頼先 介護事業者 403法人、障がい事業者129法人 計 532法人  
 (1,397事業所)  
 ④ 回答数 177法人 (回答率 33.3%)  
 ⑤ 依頼内容 上半期の支給事業の効果と、各法人が必要とする支援の回答

## 2 アンケート結果概要

- ① 物価高騰の影響は続いており、区の支援を期待している。  
 ② 物価高騰による増額分のうち、区の支援を期待する意見は前回と同様「2/3」が1位である。  
 ③ 物価高騰の影響度は「ガソリン代」「光熱水費」「食材費」の順に高い。

## 3 アンケート結果全体

(1) 物価高騰対策の考えについて、当てはまるものを1つ選んでください。

参考：前回調査

第1位	区の支援を期待したい	98法人	55.4%	(58.7%)
第2位	基本は利用者負担、区の支援も期待	55法人	31.1%	(30.2%)
第3位	特に対応する考えはない	14法人	7.9%	(5.3%)

(2) 区には、物価高騰による増加分のうちどの程度の支援を期待しますか。

参考：前回調査

第1位	2/3	59法人	38.6%	(45.2%)
第2位	1/2	54法人	35.3%	(29.8%)
第3位	1/3	27法人	17.6%	(13.2%)

(3) 事業所への影響度（介護・障がいサービスにおいて提供していない場合を除く）

参考：前回調査

第1位	ガソリン代	121法人	87.1%	(80.4%)
第2位	光熱水費	152法人	85.9%	(81.7%)
第3位	食材費	96法人	83.5%	(89.4%)

(4) 支援する金額は十分でしたか。

①	期待した額より多かった	8法人	7.0%
②	期待したとおりの額だった	75法人	65.8%
③	期待した額より少なかった	31法人	27.2%

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）の公聴会及びパブリックコメントの実施結果について																																
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課																																
内容	<p>足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）の公聴会及びパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 公聴会</b></p> <p>(1) 日程・参加人数等</p> <table border="1" data-bbox="339 674 1481 1084"> <thead> <tr> <th></th> <th>日時</th> <th>場所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>10月17日(火)19時～</td> <td>江北地域学習センター</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>10月21日(土)14時～</td> <td>竹の塚地域学習センター</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>10月24日(火)14時～</td> <td>生涯学習センター</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>10月27日(金)14時～</td> <td>保塚地域学習センター</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>10月29日(日)14時～</td> <td>勤労福祉会館</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>10月31日(火)19時～</td> <td>梅田地域学習センター</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>6回開催</td> <td>89人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考&gt;令和2年度公聴会実施結果 6回開催、合計122人参加</p> <p>(2) 主な意見・要望等</p> <p>ア 介護保険料を値上げしないほしい。</p> <p>イ 国、都、区の公的負担を増やしてほしい。</p> <p>ウ 基金を保険料上昇抑制に使ってほしい。</p> <p>エ 葛飾区のように、お弁当の配食サービスに補助金をつけてほしい。</p> <p>オ 地域包括支援センターに、近所の方の認知症の相談をしたところ、職員が訪問し話を聞いて、最終的には介護に繋げてくれた。大変助かった。</p> <p>カ 国民年金だけで生活している人でも入れる特養を作してほしい。</p> <p><b>2 町会・自治会連合会、障がい者団体への説明会</b></p> <p>25の地区町会・自治会連合会と6つの障がい者団体において、希望があった1団体に対して説明会を実施。また、請求があった9団体に資料136部を配布した。</p> <p><b>3 パブリックコメント</b></p> <p>(1) 実施期間</p> <p>10月16日(月)～11月16日(木)</p> <p>(2) 実施結果(速報)</p> <p>674件(個人674件、法人0件)</p> <p>&lt;参考&gt;令和2年度実施結果 440件(個人438件、法人2件)</p> <p>(3) 主な意見・要望等</p> <p>ア 介護保険料を値上げしないほしい。</p> <p>イ 利用料を軽減してほしい。</p> <p>ウ 特別養護老人ホームを増設してほしい。</p> <p>エ 介護職の処遇改善をしてほしい。</p>		日時	場所	参加人数	①	10月17日(火)19時～	江北地域学習センター	15人	②	10月21日(土)14時～	竹の塚地域学習センター	20人	③	10月24日(火)14時～	生涯学習センター	14人	④	10月27日(金)14時～	保塚地域学習センター	10人	⑤	10月29日(日)14時～	勤労福祉会館	15人	⑥	10月31日(火)19時～	梅田地域学習センター	15人	合計		6回開催	89人
	日時	場所	参加人数																														
①	10月17日(火)19時～	江北地域学習センター	15人																														
②	10月21日(土)14時～	竹の塚地域学習センター	20人																														
③	10月24日(火)14時～	生涯学習センター	14人																														
④	10月27日(金)14時～	保塚地域学習センター	10人																														
⑤	10月29日(日)14時～	勤労福祉会館	15人																														
⑥	10月31日(火)19時～	梅田地域学習センター	15人																														
合計		6回開催	89人																														



#### 4 今後の方針

令和6年1月29日開催予定の第5回介護保険・障がい福祉専門部会、2月6日開催予定の第3回地域保健福祉推進協議会において、パブリックコメントの意見・要望等に対する区の考え方を報告する予定。

パブリックコメントの実施結果や介護保険・障がい福祉専門部会等での審議、国の介護報酬改定等に向けた議論を踏まえ、本計画案を作成していく。

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	令和5年度介護保険業務委託評価委員会の評価結果について																																			
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																			
内 容	令和4年度の介護保険窓口業務委託について、以下のとおり評価結果を報告する。																																			
	<b>1 評価対象</b>																																			
	(1) 評価対象 令和4年度介護保険業務委託																																			
	(2) 受託事業者 パーソルテンプスタッフ株式会社																																			
	<b>2 評価結果（答申）</b>																																			
	(1) 委員評価の平均点																																			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="450 797 603 880">委員評価 平均点</td> <td data-bbox="603 797 1425 880">44.4点（50点満点） 前年度：42.2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 880 603 954">評価結果</td> <td data-bbox="603 880 1425 954">適正に履行されているものと認める（合格）</td> </tr> </table>	委員評価 平均点	44.4点（50点満点） 前年度：42.2点	評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																															
	委員評価 平均点	44.4点（50点満点） 前年度：42.2点																																		
	評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																																		
	※ 合格ライン：40点以上、条件付き合格ライン：30点以上																																			
(2) 評価項目ごとの委員評価平均点																																				
※ （ ）内は前年度の点数（別添資料「評価表」参照）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 1099 435 1189"></th> <th data-bbox="435 1099 703 1189">評価項目 (評価基準)</th> <th data-bbox="703 1099 1249 1189">評価内容</th> <th data-bbox="1249 1099 1425 1189">平均点 /満点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 1189 435 1312">1</td> <td data-bbox="435 1189 703 1312">サービスレベル (窓口待ち時間)</td> <td data-bbox="703 1189 1249 1312">窓口における平均待ち時間は、概ね2分以内を達成している。</td> <td data-bbox="1249 1189 1425 1312">5.0/5 (5.0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1312 435 1447">2</td> <td data-bbox="435 1312 703 1447">個人情報保護及び情報セキュリティ</td> <td data-bbox="703 1312 1249 1447">個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。</td> <td data-bbox="1249 1312 1425 1447">9.2/10 (8.8)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1447 435 1547">3</td> <td data-bbox="435 1447 703 1547">労働関係法 (現場確認)</td> <td data-bbox="703 1447 1249 1547">労働基準法等の労働関係法令を遵守するための取組を実施している。</td> <td data-bbox="1249 1447 1425 1547">9.2/10 (8.0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1547 435 1671">4</td> <td data-bbox="435 1547 703 1671">事業者の経営の安定性、信頼性 (財務診断)</td> <td data-bbox="703 1547 1249 1671">受託事業者の経営状態は安定しており、信頼性も高い。</td> <td data-bbox="1249 1547 1425 1671">5.0/5 (5.0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1671 435 1771">5</td> <td data-bbox="435 1671 703 1771">利用者満足度 (アンケート)</td> <td data-bbox="703 1671 1249 1771">窓口担当の説明は分かりやすかったか。</td> <td data-bbox="1249 1671 1425 1771">4.0/5 (3.4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1771 435 1872">6</td> <td data-bbox="435 1771 703 1872">利用者満足度 (アンケート)</td> <td data-bbox="703 1771 1249 1872">サービスの総合的な満足度。</td> <td data-bbox="1249 1771 1425 1872">4.0/5 (4.0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1872 435 1995">7</td> <td data-bbox="435 1872 703 1995">身だしなみ (現場確認)</td> <td data-bbox="703 1872 1249 1995">名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。</td> <td data-bbox="1249 1872 1425 1995">8.0/10 (8.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="391 1995 1249 2085">合計 (50点満点)</td> <td data-bbox="1249 1995 1425 2085">44.4/50 (42.2)</td> </tr> </tbody> </table>		評価項目 (評価基準)	評価内容	平均点 /満点	1	サービスレベル (窓口待ち時間)	窓口における平均待ち時間は、概ね2分以内を達成している。	5.0/5 (5.0)	2	個人情報保護及び情報セキュリティ	個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。	9.2/10 (8.8)	3	労働関係法 (現場確認)	労働基準法等の労働関係法令を遵守するための取組を実施している。	9.2/10 (8.0)	4	事業者の経営の安定性、信頼性 (財務診断)	受託事業者の経営状態は安定しており、信頼性も高い。	5.0/5 (5.0)	5	利用者満足度 (アンケート)	窓口担当の説明は分かりやすかったか。	4.0/5 (3.4)	6	利用者満足度 (アンケート)	サービスの総合的な満足度。	4.0/5 (4.0)	7	身だしなみ (現場確認)	名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。	8.0/10 (8.0)	合計 (50点満点)			44.4/50 (42.2)
	評価項目 (評価基準)	評価内容	平均点 /満点																																	
1	サービスレベル (窓口待ち時間)	窓口における平均待ち時間は、概ね2分以内を達成している。	5.0/5 (5.0)																																	
2	個人情報保護及び情報セキュリティ	個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。	9.2/10 (8.8)																																	
3	労働関係法 (現場確認)	労働基準法等の労働関係法令を遵守するための取組を実施している。	9.2/10 (8.0)																																	
4	事業者の経営の安定性、信頼性 (財務診断)	受託事業者の経営状態は安定しており、信頼性も高い。	5.0/5 (5.0)																																	
5	利用者満足度 (アンケート)	窓口担当の説明は分かりやすかったか。	4.0/5 (3.4)																																	
6	利用者満足度 (アンケート)	サービスの総合的な満足度。	4.0/5 (4.0)																																	
7	身だしなみ (現場確認)	名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。	8.0/10 (8.0)																																	
合計 (50点満点)			44.4/50 (42.2)																																	

### 3 開催日

令和5年10月31日（火）

### 4 委員構成（計5名）

種別	氏名	推薦団体等
有識者 (2名)	氏家 宏海【委員長】	足立法曹会
	高橋 英一【副委員長】	東京都社会保険労務士会 足立・荒川支部
区民代表 (1名)	中村 すみ子	民生・児童委員協議会 会長（福祉管理課）
区職員 (2名)	森 太一	区民部長
	中村 明慶	福祉部長

### 5 評価方法

#### (1) 書類審査

「受託事業者からの評価項目に関する報告資料」及び「税理士による財務状況の審査」

#### (2) 委託業務の現場確認

#### (3) 受託事業者に対するヒアリング

### 6 評価委員会の意見

(1) 昨年度指摘していた、情報セキュリティ研修やスタッフへの労働関係法の周知の取り組みについて、不明だった点の改善が確認できたため、「個人情報保護及び情報セキュリティ」と「労働関係法」の評価項目の評価が向上した。

(2) 委託業務エリアの作業・移動スペースが狭小であることなど、労働環境の改善を望む。

### 7 問題点・今後の方針

評価委員会の評価結果は合格点であり、平均点は前年度を上回ったが、受託事業者に対して、より一層、窓口サービスの総合的な満足度の向上を求めていく。

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	令和6年度介護保険業務委託の随意契約及び契約期間の変更について																																													
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																													
内容	<p>令和6年度介護保険窓口業務委託の随意契約及び契約期間の変更について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 現状</b></p> <p>(1) 現在の介護保険業務委託契約は、平成31年4月1日から令和6年3月31日まで5年間の契約期間となっている。</p> <p>(2) 令和5年度は、5年契約の介護保険業務委託のプロポーザルと、3年に1度の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定年が重なっている。</p> <p><b>2 課題</b></p> <p>5年契約の介護保険業務委託のプロポーザルと3年に1度の計画策定は、今後も15年に1度は重なり業務が集中する。</p> <p><b>3 変更点</b></p> <p>15年に1度、業務が集中する課題を解消するため、次のとおり変更する。</p> <p>(1) プロポーザルの1年延期・随意契約</p> <p>令和5年度に予定していた、介護保険業務委託事業者選定のプロポーザルを1年延期し、令和6年度の1年間は、現在の事業者であるパーソルテンプスタッフ株式会社に随意契約で委託する。</p> <p>【メリット】ア プロポーザルを延期することで、業務の集中を回避し、区職員の超過勤務を抑えることができる。</p> <p>イ 現在の委託事業者は、令和5年度の評価委員会において、50点満点中44.4点と評価が高く、安定的に窓口業務等を行うことが期待できる。</p> <p>(2) 契約期間の変更</p> <p>契約期間を5年間から6年間に変更する（令和7～12年度）。</p> <p>【メリット】ア 今後は、介護保険業務委託のプロポーザルと計画策定が同じ年度に重なることはない。</p> <p>イ スタッフを雇用しやすくなり、安定した窓口業務を提供することができる。</p> <table border="1" data-bbox="424 1733 1430 2139"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護業務委託プロポ実施（5年ごと）</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画策定（3年ごと）</td> <td></td> <td></td> <td>計画策定</td> <td></td> <td></td> <td>計画策定</td> <td></td> <td></td> <td>計画策定</td> <td></td> <td></td> <td>計画策定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	介護業務委託プロポ実施（5年ごと）	●					●	●						●		計画策定（3年ごと）			計画策定			計画策定			計画策定			計画策定		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13																																
介護業務委託プロポ実施（5年ごと）	●					●	●						●																																	
計画策定（3年ごと）			計画策定			計画策定			計画策定			計画策定																																		

#### 4 今後の方針

令和6年度の当初予算において、介護保険業務委託1年間分の経費、及び令和6～12年度の債務負担行為を計上していく。

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	令和5年度第1回足立区生活保護適正実施協議会の開催について																		
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課																		
内容	<p>足立区生活保護適正実施協議会条例に基づく、令和5年度第1回足立区生活保護適正実施協議会（以下「協議会」という。）を、令和5年11月16日開催したので、その内容を報告する。</p> <p><b>1 協議内容</b></p> <p>(1) 協議事項</p> <p>ア 相談時における窓口対応の在り方について</p> <p>(ア) 経緯</p> <p>令和5年10月12日の「決算特別委員会」で委員から指摘のあった福祉課での相談事案について、委員から要望のあった第三者の意見による検証を行うこととした。</p> <p>また、令和5年11月13日付のネットニュースで相談者に申請させなかったことについて「水際対策」と指摘があり、窓口での対応改善と面接の録音可視化を求められている。</p> <p>このため、本協議会に諮問し、検証部会を設置したうえで答申をいただくことにした。</p> <p>(イ) 諮問内容</p> <p>① 生活保護相談における窓口対応の検証について</p> <p>② 相談窓口の録音について</p> <p>(ウ) 検証委部会委員等</p> <table border="1" data-bbox="493 1408 1445 1870"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>氏名</th> <th>所属等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議会会長</td> <td>岡部 卓</td> <td>明治大学公共政策大学院ガバナンス研究専任教授</td> </tr> <tr> <td>協議会委員</td> <td>市村 智</td> <td>足立区民生・児童委員協議会会長</td> </tr> <tr> <td>協議会委員</td> <td>酒井 正男</td> <td>銀座ヒラソル法律事務所・弁護士</td> </tr> <tr> <td>協議会委員</td> <td>浅水 美紀</td> <td>中部第一福祉課嘱託医・精神科医</td> </tr> <tr> <td>アドバイザー</td> <td>横溝 正雄</td> <td>足立区保護司会会長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 今後のスケジュール（予定）</p> <p>令和5年12月 検証部会（第1回）開催</p> <p>令和6年 1月 協議会（第2回）及び検証部会（第2回）開催</p> <p>令和6年 2月 検証部会（第3回）開催</p> <p>令和6年 3月 協議会（第3回）開催及び答申</p>	役職	氏名	所属等	協議会会長	岡部 卓	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究専任教授	協議会委員	市村 智	足立区民生・児童委員協議会会長	協議会委員	酒井 正男	銀座ヒラソル法律事務所・弁護士	協議会委員	浅水 美紀	中部第一福祉課嘱託医・精神科医	アドバイザー	横溝 正雄	足立区保護司会会長
役職	氏名	所属等																	
協議会会長	岡部 卓	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究専任教授																	
協議会委員	市村 智	足立区民生・児童委員協議会会長																	
協議会委員	酒井 正男	銀座ヒラソル法律事務所・弁護士																	
協議会委員	浅水 美紀	中部第一福祉課嘱託医・精神科医																	
アドバイザー	横溝 正雄	足立区保護司会会長																	

イ 第二次滞納対策アクションプラン（令和6～8年度）（案）について

（ア）基本方針

- ① 債権を発生させない新たな取組みの推進
- ② 累積債権額減少（根雪の解消）に向けた取組みの継続

（イ）最終目標（令和8年度末）

- ① 新たな債権の発生抑制と積極的な財産調査の実施によるメリハリのある徴収・適正な欠損処理により、累積債権額を24.9億円（令和5年5月末現在）から23億円まで圧縮する。
- ② 累積債権額減少により、収納率22.07%を目指す（令和4年度収納率19.24%）。

## 2 今後の方針

（1）相談時における窓口対応の在り方について

諮問とは別に、指摘のあった点については、現時点での課題と思われる対応を早急に見直し、申請意思の確認を徹底する等の対応を行った。

今後、協議会での答申を得たうえで、足立福祉事務所としての統一的なルールを作成していく。

（2）第二次滞納対策アクションプランについて

協議会からいただいた意見等を踏まえて内容修正し、1月閉会中厚生委員会において報告する予定。

# 厚生委員会報告資料

令和5年12月11日

件名	足立区社会福祉協議会 令和6年度組織再編について
所管部課名	福祉部 福祉管理課 【足立区社会福祉協議会】
内容	<p>令和6年度は「すこやかプラザ あだち」の開設に伴い、足立区関係所管の移転に足並みをそろえ、「基幹地域包括支援センター」並びに「権利擁護センターあだち」の組織を一部移転する。さらに、令和7年3月に当協議会が創立70周年を迎えることに合わせ、次の10年を見据えた地域共生社会づくりの体制強化を図るため組織を再編する。</p> <p><b>1 開始日</b> 令和6年4月1日以降、拠点開設準備が整い次第移転予定</p> <p><b>2 拠点の概要（7拠点→8拠点へ）</b> 「すこやかプラザあだち」に成年後見センターあだちと、西部基幹地域包括支援センターを開設することに合わせ、以下の通り組織を再編する。</p> <div data-bbox="411 987 1422 1547" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>令和6年度 社会福祉協議会の組織再編イメージ</b></p> <p>The diagram illustrates the organizational restructuring of the Social Welfare Association in Reiwa 6. It shows the following components and changes:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>NTTビル:</b> Regional inclusion support centers (Mei-shima area) ※(3) and core functions (regional welfare, inclusion support) are reorganized into two locations. This includes the Mei-shima Inclusion Support Center (仮称) and the Eastern Core Regional Inclusion Support Center (仮称).</li> <li><b>すこやかプラザ あだち (令和6年度):</b> Western Core Regional Inclusion Support Center (仮称) and Adult Guardianship Center Adachi (仮称).</li> <li><b>千住庁舎:</b> Rights Protection Center Adachi (2 organizations reorganized) and the Rights Protection Center Adachi.</li> <li><b>あいうえおサービスセンター:</b> A new center established.</li> <li><b>昼間ビル (西竹の塚):</b> Helpline Station (other departments business transfer) ※(4) and the 2nd Certification Survey Course (仮称).</li> <li><b>地域包括関原:</b> Certification Survey Course (2 organizations reorganized) ※(2) and the 1st Certification Survey Course (仮称).</li> <li><b>足立区役所:</b> Consolidation of the General Affairs Course (Protection Employment Assignment Course) ※(1) and the Planning/Management Course. The Life Support Course remains separate.</li> <li><b>総合ボランティアセンター:</b> A new center established.</li> </ul> </div> <p>(1) 保護雇用担当課と総務課の統合 保護雇用清掃事業の収支赤字を緩和し、経費削減を図るために業務を縮小する。</p> <p>(2) 認定調査課の2課体制 令和9年に取り壊し予定の地域包括支援センター関原からの撤退を契機に、拠点を分割し、年間9,500件の認定訪問調査の移動の効率性を担保するため、担当地域制を導入する。</p> <p>(3) 地域包括支援センター梅島・島根の設置（名称変更） 基幹地域包括支援センターを東西拠点に再編することに伴い、基幹型に併設していた地域型部門を独立させる。</p> <p>(4) 社協ヘルパーステーションの廃止 同行援護事業の事業規模の縮小に伴い、事業を移管する。</p>



### 3 組織変更の概要

令和5年度		再編内容	令和6年度	
福祉事業部	総務課		福祉事業部	総務課
	企画経営課			企画経営課
	生活支援課			生活支援課
	保護雇用担当課	廃止。総務課に統合		
	あいあいサービスセンター	地域福祉部へ移管		
	権利擁護センターあだち	機能・拠点を分割		権利擁護センターあだち
	認定調査課	機能・拠点を分割		成年後見センターあだち（仮称）
			認定調査1課（仮称）	
			認定調査2課（仮称）	
地域福祉部			地域福祉部	あいあいサービスセンター
	基幹地域包括支援センター地域福祉課	機能・拠点を分割して再編		東部基幹地域包括支援センター（仮称）
	基幹地域包括支援センター包括支援課			西部基幹地域包括支援センター（仮称）
	基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課	名称変更		地域包括支援センター梅島・島根（仮称）
	地域包括支援センター関原			地域包括支援センター関原
	社協ヘルパーステーション	廃止。事業はあいあいサービスセンター、西部基幹地域包括支援センターへ移管		
	総合ボランティアセンター			総合ボランティアセンター

#### 4 周知

- ① 公社ニュースときめき3月号掲載
- ② 足立区社会福祉協議会ホームページ掲載
- ③ 社協各窓口にて周知

#### 5 今後の方針

各拠点への移転日程が確定し次第、順次、移転準備並びに周知を実施していく